

さいたま市食品衛生責任者実務講習会実施要領

(目的)

第1条 この要領は、食品衛生責任者等の選任に関する要綱（平成17年3月1日施行。以下「要綱」という。）第5条第3項の規定に基づき、さいたま市食品衛生責任者実務講習会（以下「実務講習会」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 実務講習会の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 翌年度に営業許可有効期間が満了する食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けた営業施設の食品衛生責任者であって過去5年以上実務講習会等（要綱第3条第2項に規定する講習会をいう。以下同じ。）を受講していない者
- (2) 保健所長によって実務講習会の受講が必要と判断された施設の食品衛生責任者
- (3) 前各号以外の食品衛生責任者であって、実務講習会の受講を希望する者

(内容)

第3条 実務講習会の講習内容は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 食品衛生の動向・最新の知見
 - (2) 食品衛生法及び関係法規
 - (3) 食中毒の予防対策
 - (4) 食品の衛生管理
- 2 実務講習会の講習時間は、2時間以上とする。
- 3 実務講習会の講習を担当する講師は、食品衛生監視員として3年以上の実務経験を有する者又はそれと同等以上の知識を有する学識経験者等とする。

(実施方法)

第4条 実務講習会の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関は、要綱第5条第2項の規定に基づき市長に提出した講習会実施計画により実務講習会を実施するものとする。
- (2) 実施機関は、関係行政機関と十分な連携のもとに実務講習会を実施するものとする。
- (3) 実施機関は、実務講習会実施の1月前までに、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる対象者が従事する施設（以下、「対象施設」という。）の営業者あてに当該実務講習会の開催について通知するものとする。
- (4) 食品衛生課は、実施機関から対象施設を把握するために必要な情報の提供依頼があったときは、施設を選定し情報提供するものとする。
- (5) 実施機関は、実務講習会終了後、受講者名簿を保健所に提出するものとする。

(実務講習会未受講者等への指導事項)

第5条 保健所は、第2条第1号に掲げる対象者であつて、実務講習会等の受講予定のない者に対し、1年以内に実務講習会を受講するよう指導するものとする。

(実務講習会開催に係る経費)

第6条 受講者は、実務講習会に伴う教材費、会場費、講師手当その他実務講習会の開催に必要な経費を、受講料として実施機関に支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。